

## 1 札幌市の地域福祉を取り巻く現状と課題

### 地域で支援を必要とする方の増加

- ・高齢化率 : 25.7% (H28) → 27.4% (R2)
- ・要介護認定者数 : 約102千人(H28)→約118千人(R5.3)
- ・障がい者数 : 約125千人(H28)→約132千人(R3)

### 近隣関係の希薄化等により、社会から孤立する方や世帯の増加

- ・近所付き合いの程度について「挨拶をする程度」「付き合いはない」と答えた方の合計（市民意識調査）：58.7%(H22)→59.8%(H28)→65.5%(R4)
- ・札幌市における単独世帯の割合：40.8%(H27)→43.6%(R2)

### 地域福祉活動の担い手の不足

- ・福まち活動者数 : 13,766人(H29)→12,003人(R3)
- ・民生委員・児童委員の充足率：95.5%(H28)→94.1%(R4)

### 地域福祉活動の認知度の低下

- ・福祉のまち推進センターの認知度：20.3%(H28)→16.9%(R4)
- ・地域活動に参加していない理由に「情報がないから」と答えた方（市民意識調査）：31.5%(H28)→45.4%(R4)

### 複合的な課題・制度の狭間の課題を抱えた世帯の増加

- ・8050、ダブルケア、ひきこもり、ごみ屋敷等の問題の増加

新たな担い手確保のための広報活動の強化、組織横断的な取り組み、などが求められる。

## 2 計画改定に関連する国の動向

### 包括的な支援体制の構築が市町村の努力義務となる

社会福祉法第106条の3（要旨）（H30年4月1日施行）

市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

→様々な主体の相互の連携・協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められている。

### 地域福祉推進の理念と方向性が明確化

社会福祉法第4条1項（R3年4月1日施行）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

→「地域福祉推進＝地域共生社会の実現を目指すもの」として定義される。

## 3 基本理念・基本目標

本市の地域福祉を取り巻く課題や国の動向を踏まえ、次期地域福祉社会計画では、**地域共生社会の実現を目指す**ことを「基本理念」で表現するとともに、複雑化する地域の福祉課題に対応するため、様々な主体の**連携**による地域福祉の推進を基本目標の一つに設定する。

### 【基本理念】

互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、  
みんなで創る安心して暮らし続けられるまち

様々な暮らしにくさや困りごとを抱える人が地域で安心して生活するためには、在宅生活を支える福祉サービスの充実だけではなく、地域の住民や、関係機関、事業者などが行う見守り活動やサロン活動といった支えあいを通じて、孤立を防ぎ、必要な支援につなげることが重要になります。

そして支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で役割を持って地域社会に参加するため、お互いに関心をもってつながり、支え合う「共生社会」の実現を目指していきます。

### 基本目標Ⅰ 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

孤立を防ぎ、暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活できるよう、地域の住民や、関係機関、事業者などによる地域福祉活動の推進に向けた支援を行います。また、地域の防災活動など安全安心で暮らしやすい環境づくりを進めます。

### 基本目標Ⅱ 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

地域生活における福祉的な課題への対応や成年後見制度の利用促進のため、行政・専門機関などによる相談・支援体制を整えていきます。

### 基本目標Ⅲ 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

地域の福祉活動を推進し、地域の様々な福祉的課題に対応していくため、地域住民や、関係機関、事業者、行政などが連携して取り組んでいきます。

**基本目標Ⅰ 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します**

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

施策2 住民等による地域福祉活動の推進

施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備

**基本目標Ⅱ 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます**

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

**施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進**

施策6 生活困窮者への支援体制の充実

**基本目標Ⅲ 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します**

施策7 地域福祉推進のための連携の取組み

**施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進**

現状・課題

成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が低下し財産の管理や日常生活に支障のある方を支えるための重要な手段であるが、十分に利用されていないことから、国においてH28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、H30年には第一期、R4年には第二期となる「成年後見制度利用促進基本計画」が策定された。

本市でも、R3年に「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、R4年3月に成年後見制度の利用促進のため、中核機関となる成年後見推進センターを設置した。

今後は成年後見制度をはじめとした権利擁護が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるために、相談援助職、相談支援機関、その他関係団体や法律や福祉の専門職等が連携して、地域全体で権利擁護支援に取り組んでいく必要がある。

**5-1地域連携ネットワークづくりに向けた取組み**

権利擁護を必要とする人を速やかに成年後見制度等の利用へつなげるため、ケアマネジャーなどの相談援助職、地域包括支援センターや相談支援事業所などの相談支援機関、法律や福祉の専門職、行政などが連携して支援を行えるよう、地域連携ネットワークを構築する取組を強化する。

**5-2制度周知の広報活動**

ホームページやパンフレットを作成し、制度内容に関する広報活動を実施する。また、相談支援機関などを対象に研修等を行うことにより、制度利用が必要な方を早期に発見し、速やかに利用につなげる。

**5-3制度利用につながる相談支援**

成年後見制度に関する一般相談や、個別のケースの相談など、成年後見推進センターによる相談支援を行う。

**5-4成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度の申立てをする親族がいない方については、市長による後見開始の申立を行う。また、資産や収入等の状況に応じた後見開始の申立て費用や後見人等の報酬助成の支援を行う。

**5-5後見人となる人材の育成**

市民後見人を育成するとともに、実際に活動する市民後見人を増やすため、市民後見人が後見活動をスムーズに行うことができるよう、サポート対応などを検討する。

**5-6日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度への移行支援**

日常生活自立支援事業を推進するとともに、状況に応じて日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を支援する。

**5-7後見人に対する支援**

被後見人の状況等を踏まえた後見活動がなされるよう、成年後見推進センターによる親族後見人に対する相談支援を継続する。

主な取組み